

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月1日
【会社名】	オムロン株式会社
【英訳名】	OMRON Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 山田 義仁
【本店の所在の場所】	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
【電話番号】	京都(075)344-7175
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 CFO 兼 グローバル戦略本部長 日戸 興史
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
【電話番号】	京都(075)344 7175
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 CFO 兼 グローバル戦略本部長 日戸 興史
【縦覧に供する場所】	オムロン株式会社東京事業所 (東京都港区港南二丁目3番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2019年4月17日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号ならびに第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。

この度、当該臨時報告書の記載事項に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

1. 当社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号に基づく報告）
 - (2) 当該事象の内容
 - (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額
2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日

3【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

1. 当社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号に基づく報告）

(2) 当該事象の内容

当社は、2019年4月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社（以下、OAEといたします。）の全株式（注1）および当社の特定子会社であるOMRON AUTOMOTIVE ELECTRONICS de Mexico, S. de R.L. de C.V.（以下、OAXといたします。）を含む当社の連結子会社2社の全株式等ならびに当社の連結子会社3社の車載電装部品事業を、譲渡対価総額約1,000億円（注2）で日本電産株式会社グループへ譲渡すること（以下、本取引といたします。）を決議し、同日に株式等譲渡契約（以下、本譲渡契約といたします。）を締結いたしました。

なお、本取引の完了は2019年10月末を目途としておりますが、各国競争法当局における競争法上の認可等が得られることを条件としているため、本取引の実行日は未確定です。

（注1）OAEの子会社9社につきましても、当社の連結子会社から異動します。

（注2）譲渡対価総額は、財務数値等を含む本譲渡契約記載の条件に基づき最終決定される予定であり、上記の金額から変動する可能性があります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本取引による財務への影響額は現在精査中であり、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示してまいります。

2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

2019年10月末を目途としておりますが、各国競争法当局における競争法上の認可等が得られることを条件としているため、異動の年月日は未確定です。

(訂正後)

1. 当社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号に基づく報告）

(2) 当該事象の内容

当社は、2019年4月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社（以下、OAEといたします。）の全株式（注1）および当社の特定子会社であるOMRON AUTOMOTIVE ELECTRONICS de Mexico, S. de R.L. de C.V.（以下、OAXといたします。）を含む当社の連結子会社2社の全株式等ならびに当社の連結子会社2社（注2）の車載電装部品事業を、譲渡対価総額約1,000億円（注3）で日本電産株式会社グループへ譲渡すること（以下、本取引といたします。）を決議し、同日に株式等譲渡契約（以下、本譲渡契約といたします。）を締結いたしました。

なお、本取引の実行日は、一部を除き（注4）、2019年10月31日となりました。

(注1) OAEの子会社9社につきましても、当社の連結子会社から異動します。

(注2) 当社の子会社であるOMRON HONG KONG LTD.の車載電装部品事業の日本電産グループへの譲渡については、対象となる事業における取引の商流変更により、当該事業譲渡が不要となったことから、本取引の対象に含めないこととなりました。

(注3) 譲渡対価総額は、財務数値等を含む本譲渡契約記載の条件に基づき最終決定される予定であり、上記の金額から変動する可能性があります。

(注4) 本取引のうち、当社の子会社であるOMRON VIETNAM CO., LTD.及びPT. OMRON MANUFACTURING OF INDONESIAの車載電装部品事業の日本電産グループへの譲渡につきましては、2020年6月末までを目途に行われる見込みです。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(当該事象の損益に与える影響額)

第83期事業年度の損益計算書における特別利益として、関係会社株式等売却益約774億円(注)を見込みます。

(当該事象の連結損益に与える影響額)

第83期第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書における、非継続事業からの四半期純利益として、非継続事業からの法人税等控除前売却益約520億円(注)を見込みます。

(注) 譲渡対価総額は、財務数値等を含む本譲渡契約記載の条件に基づき最終決定される予定であり、当該最終決定に伴い、売却益は上記の金額から変動する可能性があります。

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

2019年10月31日

以上